

☆就園奨励費(保育料補助制度)案内

市民税所得割課税額による階層	補助対象経費	国庫補助限度額		
		第1子	第2子	第3子
(Ⅰ) 生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料・保育料の合計額	308,000円		
(Ⅱ) 当該年度に納付すべき市民税が非課税、または市民税の所得割が非課税となる世帯		272,000円	308,000円	308,000円
(Ⅲ) 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯		139,200円	223,000円	308,000円
(Ⅳ) 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯		62,200円	185,000円	308,000円
(Ⅴ) 上記区分以外の世帯		—	154,000円	308,000円

【多子軽減の適用条件】

◎例・・・大学1年生(生計を一にしている場合)、小学6年生、年長児の世帯の場合

①(Ⅲ)階層以下の世帯・・・多子計算に係る年齢制限を撤廃

大学1年生(第1子)、小学6年生(第2子)、年長児(第3子)とみなす

②(Ⅳ)階層以下の世帯・・・従来のとおり(年齢制限:小学3年生)

大学1年生、小学6年生の子は多子計算に含まず、年長児(第1子)とみなす

※(Ⅳ)階層のうち、所得割課税額77,101円以上97,000円未満の一部の世帯については補助を拡大します。

☆就園奨励費(保育料補助制度)特例(ひとり親世帯等・在宅障害児のいる世帯等)案内

階層	補助対象経費	国庫補助限度額		
		第1子	第2子	第3子
(Ⅰ) 生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料・保育料の合計額	308,000円		
(Ⅱ) 当該年度に納付すべき市民税が非課税、または市民税の所得割が非課税となる世帯		308,000円		
(Ⅲ) 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯		272,000円	308,000円	

※ご質問ご不明な点等ございましたら園までお問合せ下さい。